



編集・印刷
独立行政法人国印印刷局

〔政令〕

〔目次〕

- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日を定める政令
- (二六二)

〔告示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件
- (総務三二三)
- 除籍が滅失した件(法務三〇五)
- 除籍の一部が滅失した件(同三〇六)
- 日本国に帰化を許可する件
- (同三〇七)

五 四 三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の附属書十三の修正に関する件(外務二九四)
- アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九五)
- 東ティモールにおける出生登録制度整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同二九六)

日本工業規格(経済産業省)

二 一 二

- 道路に関する件
- (近畿地方整備局一四七一四九)
- 高速自動車国道に関する件
- (国土交通一一〇五)
- 特定特殊自動車の型式の届出があった件
- (経済産業・国土交通・環境一二三)
- 少數生産車の型式を承認した件
- (同一三三)

官 告
裁判所
財団、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、建設業の許可の取消処分関係
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし
◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日を定める政令
(政令第二六二号)(農林水産省)
農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の終了の日を平成三十一年九月三十日とするこ
ととした。(本則関係)
1 この政令は、公布の日から施行することとし
た。
2

九九

九九

八七

六五

九

△

〔公 告〕

諸事項

1 ○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日を定める政令
(政令第二六二号)(農林水産省)
農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の終了の日を平成三十一年九月三十日とするこ
ととした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

九九

九九

八七

六五

九

○

○
環
境
省
告
示
百
四
四
四

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十一条第一項の規定に基づき平成三十年六月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十一年九月二十日

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣臨時代理

型式届出番号 特定特殊自動車の
車名及び型式
NV3-383 日本車両 D H J TAD57×VE
15-7

特定原動機の
型式
又は名称
日本車両製造株式会社

届出事業者の氏名
又は名称
愛知県名古屋市熱田区
三本松町1番1号